

## [事案 2019-130] 自動更新無効請求

・令和2年1月31日 裁定終了

### <事案の概要>

契約が自動更新されたことを不服として、自動更新の無効等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成21年4月に契約した生活習慣病保険が、約款に定められている「自動更新条項」により、平成31年4月に自動更新された。しかし、本条項は、保険会社の利益を一方的に図るもので公序良俗に違反しているため、自動更新を無効として、自動更新日以後の既払込保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、約款の自動更新条項は公序良俗違反にはあらず、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時に交付した重要事項説明書には、保険期間満了日の2週間前までに申し出のない限り、契約が自動更新される旨が明記されている。
- (2) 自動更新を迎える4か月前に、申立人に更新案内の通知を送付し、自動更新を希望しない場合には、3か月後の所定日までに更新停止届を提出するよう案内している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および自動更新前後の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、約款における「自動更新条項」が、一方的に保険会社の利益を図るもので公序良俗に反しているとは認められないので、本自動更新の無効および自動更新後の既払込保険料の返還は認められず、また、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。